

マイナポイントに関する 重要なお知らせ

マイナンバー総合フリーダイヤル
(☎ 0120-95-0718 ※音声ガイダンスに
従って「5番」を押してください)

マイナポイントを受け取るには、令和3年3月末までにマイナンバーカードを申請する必要がありましたが、4月末までに申請する方も対象に含めるよう変更となりました。

マイナポイントの対象期間は、引き続き令和3年9月末までです。

現在まだマイナンバーカードをお持ちでない方はお早めにお申込みください！

※マイナポイントとは…マイナンバーカードを使って申込みを行い、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたは買物をするにより、最大5,000円分（チャージ金額または利用金額の25%）がポイントとして付与される事業のことです。

▶マイナンバーカード取得に関するお問い合わせ
市民窓口課（☎ 76-1122）

低所得の子育て世帯の生活を 支援するために一時金を支給します (ひとり親世帯分)

こども政策課（☎ 76-1129）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

対象 ①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方。（対象者には事前に通知文を郵送します）②公的年金給付等を受けていることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方。※児童扶養手当に係る所得制限限度額を下回る方に限ります。③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方。

給付金額 児童1人当たり一律5万円

申請方法 ①の対象の方は申請不要です。②、③対象の方は申請が必要です。必要書類を揃えて、こども政策課の窓口にお越しください。

支給時期 ①の対象の方には4月23日（金）に支給予定。②、③対象の方には申請の翌月に随時支給予定。

※上記②、③の必要書類等および国が示している非課税世帯の子育て世帯生活支援特別給付金については、詳細が決まり次第、市ホームページ等で周知します。

市からの お知らせ

女性人材バンクにご登録ください

多世代交流プラザ
(☎ 485-0041 小牧 3-555 ☎ 71-9842)

小牧市男女共同参画基本計画に掲げる基本目標「あらゆる分野への男女共同参画の促進」に向けて、各種審議会等における女性委員の登用を促進し、女性が積極的に政策方針決定の場に参画できるよう、「女性人材バンク」を設置しています。ぜひご登録ください。

▶**対象** 満20歳以上で、男女共同参画社会づくりに関心のある女性

▶**登録方法** 女性人材バンク登録申請書にご記入の上、郵送。または、多世代交流プラザ男女共同参画係へ持参。

※登録申請書は市ホームページ（下記QRコード）からダウンロードできます。

※女性人材バンクの登録内容は、審議会等の女性登用にあたり活用するものであり、一般には公開しません。

なお、登録いただいても、必ず委員をお願いするものではありません。委員としてお願いする場合は、改めて依頼させていただきます。



自転車乗車用ヘルメットの 購入費用の一部を補助します

市民安全課（☎ 76-1137）

自転車乗車時に着用するヘルメットを、令和3年4月1日以降に購入した場合、費用の一部を補助します。

▶**対象** 市内に住民登録のある方（ヘルメットを使用する者が18才未満の場合は、保護者が申請）

▶**補助内容** 市内の販売店で、安全認証を受けた新品のヘルメットを購入する

▶**補助金の額** 購入費用の1/2（上限額：2,000円）

▶**申請方法** ヘルメットを購入後2カ月以内に、申請書に領収書を添えて提出。（安全認証の確認のため写真等の提示が必要）

※申請書は、市民安全課、各市民センターに設置しています。また、市ホームページからダウンロードできます。



4 月分修理再生品

プラザハウス (☎ 78 - 5016)

ご希望の方に有料でお渡しします。当選の際は防犯登録料 600 円と自転車代金 4,400 円が必要となります。

申込者多数の場合は、5 月 2 日(日)午前 10 時からプラザハウスで公開抽選を行います。

抽選の結果は当選者へのみ郵送でお知らせします。当選後の辞退はご遠慮ください。

修理再生品 自転車3台

対象 18 歳以上で市内在住の方 (1世帯1品)

申込み 4 月 30 日(金)までに、所定の用紙でプラザハウス、ごみ政策課、東部・味噌・北里の各市民センターから申し込んでください。

また必要事項をご記入のうえメールで申し込むこともできます。詳しくは、市ホームページ (QR コード) をご覧ください。

実物はプラザハウスにて展示しています。



令和 3 年 4 月 1 日より、 支え合いいきいきポイントの 窓口が変わりました

市民交流テラス ワクティブこまき
(☎ 48 - 6555 FAX 48 - 6556)
支え合い協働推進課 (☎ 76-1149)



これまで支え合い協働推進課でお受けしてきたポイント制度に関する以下の手続き先は**令和3年4月1日から市民交流テラス ワクティブこまき**に変わりましたので、ご注意ください。

- ▶ お互いさまサポーター登録 (手帳発行)
- ▶ 追加のポイントシール受け取り
- ▶ 受入団体登録
- ▶ ポイント交換 (実績報告) など

■ **場所** ワクティブこまき
(小牧 3 - 555 ラピオ 2 階)

ワクティブこまきは、市民活動に加え、ボランティア活動や地域活動、生涯学習活動などを対象に、「活動したい人」と「人材を求めている団体」とをつなぐ場です。

■ **開館時間** 月～土曜日 午前 10 時～午後 9 時
日曜日 午前 10 時～午後 5 時 30 分

■ **休館日** 毎月第 3 火曜日とその前日の月曜日
(月曜日が休日の場合は営業、水曜日が休館)

小牧市消費生活センター

☎ 76 - 1119 月～金曜日
※閉庁日を除く
午前 10 時～正午、午後 1 時～4 時 30 分

店舗での買い物はクーリング・オフ できないことを知っていますか？

消費者庁 消費者ホットライン 188
イメージキャラクター 「イヤヤン」



消費者トラブル情報

先日、店舗でメガネを購入したが、家で使ってみると見えづらい。調整してもらったが改善しないし、家族に似合わないと言われたので、クーリング・オフしたい。クーリング・オフできるだろうか？

● **「消費者へのアドバイス」**
● 店舗での購入は、クーリング・オフできません。

● クーリング・オフは、訪問販売や電話勧誘等、事業者側からの不意打ち的な勧誘により契約した場合等に、一定の期間内であれば無条件で申し込みの撤回や契約を解除できる制度です。なお、クーリング・オフ可能な取引の対象は法律等で決められています。

● ネットショッピング、TVショッピング、カタログ通販等の通信販売にも、クーリング・オフ制度はありません。消費者が前もって広告や画面等を確認し、自発的に申込みをする不意打ち性のない取引のためです。「似合わない」は消費者側の都合になります。

不安に思った場合やトラブルになった場合は、すぐに消費生活センター、または☎「188 (いやや)」(消費者ホットライン) に相談しましょう。